

さいたま市告示第13号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和8年1月8日

さいたま市長 清水勇人

1 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市岩槻区城南四丁目75番8
- (2) 指定の年月日 令和8年1月8日
- (3) 指定の番号 第北25-015号
- (4) 道路の幅員 4.20 m
- (5) 道路の延長 34.90 m